

(前ページからの続き)  
府教育庁は条例制定に伴い、「府職員が率先して条例遵守に取り組むよう促すとともに、事業者(府)としての責務を果たす」として、通勤における自転車を利用する職員に、自転車保険等に加入しなければその使用を認めないとなりました。

その上で、この改正に合わせて、通勤に使用する交通用具(自動車・自動二輪・自転車等)の保険加入状況等の確認(A4用紙1枚の自己申告形式の確認書)を依頼するようになりました。保険証書等のコピー等を添付する必要はありません。(府教育庁回答)

大教組(大)と府教育庁(府)とのやりとり

(大) 今回の条例によって、自転車利用者の方に保険等の加入が義務づけられるが、罰則はあるのか。

(府) 罰則はない。

(大) 家庭訪問など、勤務で自転車を使用している事故を起こしたとき、

どういつ対応になるのか。(府) 原則、「公務として認められていた場合、その補償は国家賠償(府は、施設賠償保険に加入)となる。今回は、通勤時及び勤務時間外での事故が対象となる。自転車利用中、「スマホを使用した」、「信号を無視した。」などの場合は、公務中でも自己責任の対応となる。

大教済「くらしの賠償責任共済」への加入をお勧めします。

自動車や自動二輪のように、車両本体だけにかかる保険は自転車にはありません。ですから自転車を利用する方が保険に加入する必要があります。大教組は、その保険について推奨しているのが、大教済が扱っている「くらしの賠償責任共済」が安心で安価です。

掛け金：月100円。  
対象者：家族全員。  
補償額：国内無制限。  
加入申込みは大教済(06・6768・4326)または泉北教組まで。

臨時教職員の権利紹介①

Chapter 1 臨時教職員とは? 常勤って? 非常勤って?

	職名	法的位置づけ	雇用形態や期間
常勤の場合	臨時的任用職員 期限付講師、臨時講師(病休・休職等の代替教員)、臨時主事・技師(病休・休職等の代替職員を含む)	地公法第22条2項	雇用は6ヶ月を超えない期間。病気休暇代替は本務者の休業期間(ただし原則、学期雇用)。
	産休・育休代替の臨時講師、臨時主事、技師、養護助教諭	「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」 「地方公務員の育児休業等に関する法律」	雇用は、産休・育休期間で、常勤。4ヶ月以上の教員の育休には3日以内の事務引き継ぎ日が加算。
非常勤の場合	非常勤講師	地公法第3条3項3号	1年を超えない範囲での任用期間。

- 従前は期限付講師の年度当初発令は4月5日とされ、通勤手当などの諸手当の4月分が支給されませんでした。が、91年度末より以下の通り改正されました。
  - ◆定数内期限付講師の任用期間
    - 4月1日～9月30日(採用時)
    - 10月1日～3月30日(更新分)
  - ◆翌年度、再採用される場合 発令は、4月1日付
 なお、本人が希望すれば、後期の任用は3月31日までとすることが可能です。しかし、その場合の再発令は4月1日付とはなりません。
- 病気休職に伴う代替の期限付講師については、学期雇用を原則としつつ、府教委に「学校の実情を考慮する」ことを言明させ、長期休業中の任用継続を可能にしています。
- 実習教員や寄宿舎教員の介護休暇代替や体育実技軽減代替等(産・育休代替は含まない)については、非常勤補助員(臨時職員、学期ごとの雇用)とされています。
- 2015年3月末より次の任用が決まっている常勤講師については社会保険の適用が継続されるようになりました。
- 育児休業に伴う引き継ぎ日について……本務者の育児休業が終了し、本務者が復帰するに際し、3日以内の代替教員の任用期間の延長が認められています(育休期間<産休から引き続く場合は産休期間も含む>が4月以内の場合は除く)。復帰時が、学期末の場合は1週間以内、学年末(最高学年担当者は2月を含む)の場合は2週間以内で代替教員の任用延長が認められます。
- 賃金・休暇・勤務時間等については、労働契約時に管理職から必ず説明を受けましょう(管理職には説明義務があります)。非常勤講師については、「労働条件の明示書」で雇用契約の内容が各人に明示されています。
- 介護休暇、産・育休などに代替配置される講師の任用期間について、大阪府教育委員会は「原則として任用事由の存続している範囲内での任用」であるとしていますが、任用期間中で任用事由が消滅したケースであっても辞令どおりの任用を個別に保障させています。

生活と権利を守るため、非常勤の方も泉北教組に加入してください。組合費は月千円です。